

及び収納事務の効率化に御協力ください。

ひとり親に準じた保育料の算定について

- ◆ 離婚調停中又離婚裁判中で父母が別居している世帯に該当する場合、以下の2点を提出することにより、ひとり親世帯として保育料を算定します。
 - ア 離婚調停中又は離婚裁判中であることを証明する書類
 - イ ひとり親であることの申立書（保育課又は市のホームページで配布）

保育料の減免について

- ◆ 特別な事情により生活の維持が困難となった方等で、以下の要件に該当する方は、保育料が減額又は免除される場合があります。

減免を受けようとする場合は、『新座市放課後児童保育室保育料減額・免除申請書』に必要事項を記入し、その減免理由に該当することを証明する書類を添付の上、保育課に提出してください。

なお、減免の対象となるのは、減額・免除申請書を受け付けた日以降の未到来の納付期限のものが対象です。

【減免の要件】

- ① 地震、風水害等により著しい損害を被り生活が困難となった場合
- ② 生計中心者の疾病等で生活が著しく困難となった場合（退職、休職等による収入の減少については、保育料の減免に該当しません）